

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタート

【対象者】

○共働き世帯のこどもなど「保育の必要性の認定」を受けた、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している就学前のこども

※「保育の必要性の認定」には、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは別紙「認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるには？」を御確認ください。

※認可保育所、認定こども園、幼稚園を利用している方は、認可外保育施設等に係る利用料は無償化の対象外です。ただし、預かり保育を実施していない幼稚園等（市内の施設では市立幼稚園が該当）を利用している場合は、認可外保育施設等に係る利用料も無償化の対象となります。

【内容】

○月額上限3万7,000円までの利用料が無償化されます。

○市町村民税非課税世帯に限り、0歳から2歳までのこどもも対象となり、月額上限4万2,000円までが無償化されます。

※鈴鹿市立幼稚園を利用している方は、月額上限1万1,300円までが無償化されます。

※利用料は、これまでどおり認可外保育施設等にお支払いただき、後日、請求に基づき利用料（上限額の範囲内）を給付します。請求手続きについては、別途、御案内します。

【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設に加えて、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業に係る利用料も無償化の対象となります。

※複数の施設、事業を利用された場合、利用料の合計額が月額3万7,000円（2歳児以下は月額4万2,000円）を上限に無償化されます。

【手 続】

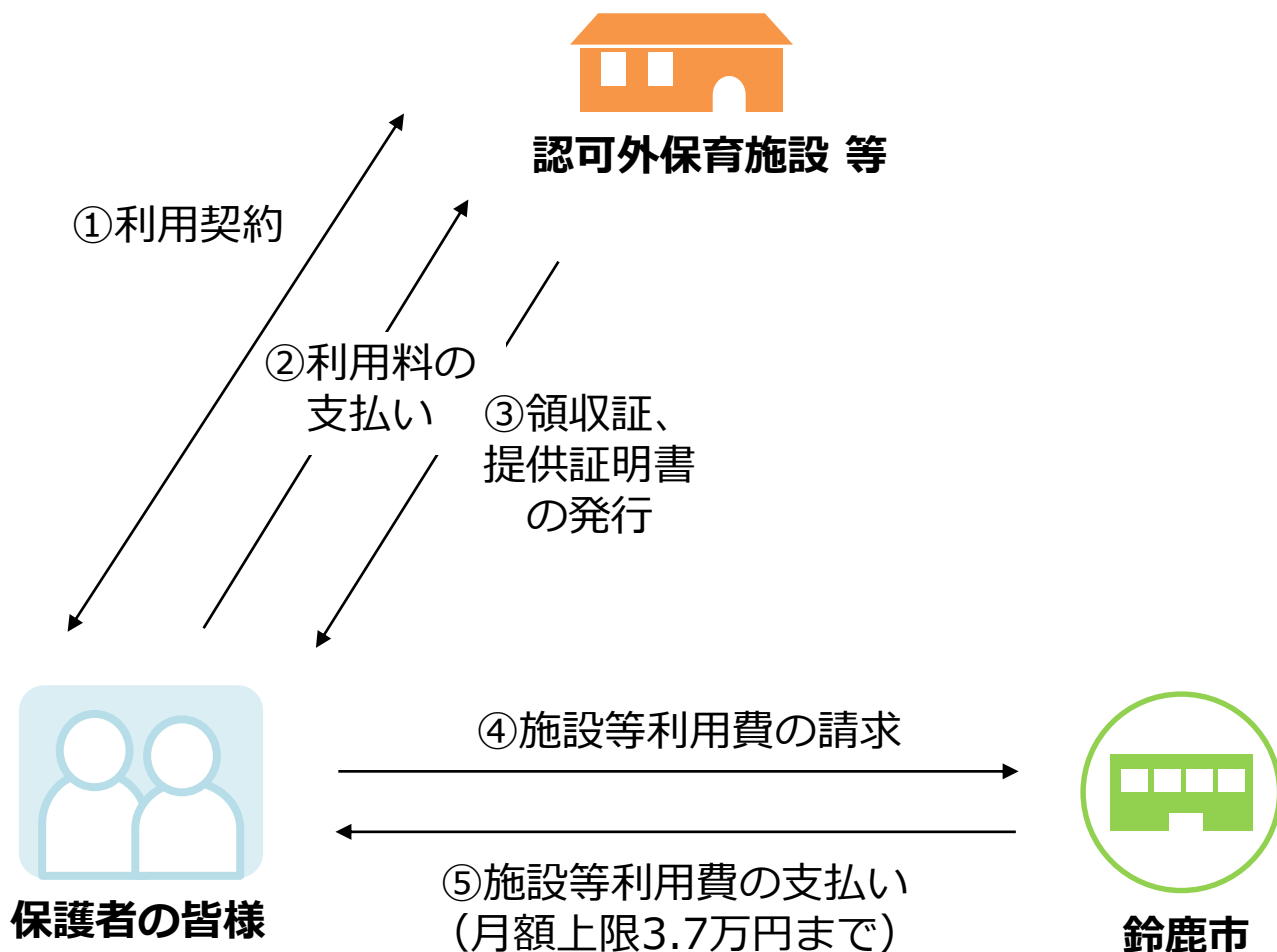
○無償化には、認定申請の手続きが必要となりますので、鈴鹿市こども育成課（本館11階）までお越しく下さい。

※無償化の対象となるのは、原則、認定後の利用に係る利用料となります。

※無償化の認定を受けた場合は、認可外保育施設等を利用する際に、認定を受けていることを申し出てください。

※認可外保育施設等から発行される「領収証、提供証明書」は請求の際に必要となりますので、大切に保管してください。

【基本的な手続きのイメージ】



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まずは鈴鹿市に申請が必要です。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になりますので御注意ください。
- ※認定後の請求方法、支払の時期等については、別途御案内いたします。

【問い合わせ先】

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市こども政策部こども育成課
TEL : 059-382-7606
MAIL : kodomoikusei@city.suzuka.lg.jp